

【第2号議案】

定款変更の承認を求める件

第3章 会員（経費の負担）第7条 3項

「2021年10月28日文書課立ち入り検査での指摘事項」に順じ、変更を行う。

現行	変更案	理由
<p>(経費の負担) 第7条 3 会費は、<u>全額法人会計</u> に繰り入れるものとする。</p>	<p>3 会費は、<u>全額公益共通</u> に繰り入れるものとする。</p>	<p><文書課による指摘事項> 受取会費を計上する部門として 定款では「全額法人会計で計上する」 (第7条3項)とあるが、本来の公 益法人の経理処理としては、「公益共 通」で計上するのが通常。こちらに ついては、定款の変更が必要。</p>